

各課への確認事項

No.	質問No.	質問事項	回答事項
1	問1	調査結果について、未記入の箇所の確認と追記	別紙参照
2	問2	計画策定にかかわる委員会の調査	別紙参照
3	全体	何の委員会だと条例対象かそうでないか委員会での違いを明確に説明いただきたい。 市民が理解できるレベルでの見解が欲しいと感じます。	今回は地方自治法に規定された附属機関の調査としました。法律で規定されているもの、条例で規定されているものが対象となります。 前回の調査では、市の要綱で規定されているもの（条例の規定なしのもの）も対象となっていたので、前回と今回の委員会等の数に差があると考えています。 来年以降、要綱に規定されている委員会等も審議の対象にするかは、令和5年1月以降に検討していただければと考えています。
4	全体	最終的にチェックした後、どのようにフィードバックするのか、まちづくり委員会としての任務がどの時点で終了となるのか事務局の見解をお願いします。	まちづくり員会で審議した結果を報告書にまとめ市長に提出するまでがまちづくり委員会の任務です。 報告書は事務局が全課に送付し、今後の参考にさせていただきます。
5	全体	評価の基準を事務局の方でまず示していただきたいと思えます。	清瀬市及び近隣市の状況で評価基準についてご検討ください。 男女の割合 清瀬市 令和9年までに50% ※他市は調査していません。 公募委員の割合 清瀬市 設定なし 小平市 4割～5割（専門的な審議会等は2割～3割） ※記載のない市は目標値の設定なし 市民協働事業 清瀬市 令和7年までに65件 西東京市 160件を目標値としている。 ※記載のない市は目標値の設定なし